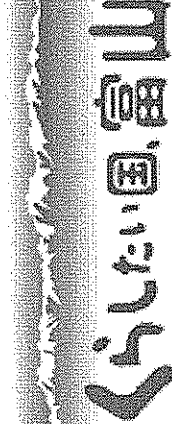


「障害者自立支援法 新サービス体系の理解に向けて」

# 介護給付費等の算定について～生活介護編～

平成20年10月

富山県厚生部障害福祉課



## 生活介護における報酬算定について

- 生活介護サービスは、次のとおり(Ⅰ)～(ⅩⅠ)までに区分されています。
- この区分は、①平均障害程度区分の値(3.5未満から5.5以上まで)、②区分5又は6に該当する者の割合
- ③特定旧法受給者 ④看護職員、PT、OT、生活支援員の総数の対利用者比 により判断します。

区分	主な算定条件(次のいずれかに該当するもの)	直接支援職員の対利用者比
生活介護サービス費(Ⅰ)	①平均障害程度区分「5」以上 かつ 区分6の者が60%以上	1.7 : 1
	②平均障害程度区分「5.5」以上	
生活介護サービス費(Ⅱ)	①平均障害程度区分「5」以上 かつ 区分6の者が50%以上60%未満	2.0 : 1
	②平均障害程度区分「5.3」以上「5.5」未満	
生活介護サービス費(Ⅲ)	①平均障害程度区分「5」以上 かつ 区分6の者が40%以上50%未満	2.5 : 1
	②平均障害程度区分「5.1」以上「5.3」未満	
生活介護サービス費(Ⅳ)	①平均障害程度区分「5」以上 かつ 区分6の者が40%未満	3.0 : 1
	②平均障害程度区分「4.5」以上「5」未満 かつ 区分「5」「6」の者が50%以上	
	③平均障害程度区分「4.9」以上「5.1」未満	
生活介護サービス費(Ⅴ)	①平均障害程度区分「4.5」以上「5」未満 かつ 区分「5」「6」の者が40%以上50%未満	3.5 : 1
	②平均障害程度区分「4.7」以上「4.9」未満	
生活介護サービス費(Ⅵ)	①平均障害程度区分「4.5」以上「5」未満 かつ 区分「5」「6」の者が40%未満	4.0 : 1
	②平均障害程度区分「4」以上「4.5」未満 かつ 区分「5」「6」の者が40%以上	
	③平均障害程度区分「4.4」以上「4.7」未満	
生活介護サービス費(Ⅶ)	①平均障害程度区分「4」以上「4.5」未満 かつ 区分「5」「6」の者が30%以上40%未満	4.5 : 1
	②平均障害程度区分「4.1」以上「4.4」未満	
生活介護サービス費(Ⅷ)	①平均障害程度区分「4」以上「4.5」未満 かつ 区分「5」「6」の者が30%未満	5.0 : 1
	②平均障害程度区分「4」未満 かつ 区分「5」「6」の者が30%以上	
	③平均障害程度区分「3.8」以上「4.1」未満	
生活介護サービス費(Ⅸ)	①平均障害程度区分「4」未満 かつ 区分「5」「6」の者が20%以上30%未満	5.5 : 1
	②平均障害程度区分「3.5」以上「3.8」未満	
生活介護サービス費(Ⅹ)	①平均障害程度区分「4」未満 かつ 区分「5」「6」の者が20%未満	6.0 : 1
	②平均障害程度区分「3.5」未満	
生活介護サービス費(ⅩⅠ)	特定旧法受給者であって、 ・施設入所者のうち、区分「3」(50歳以上の者は区分「2」)以下の者又は非該当の者 ・施設入所者以外の者のうち、区分2(50歳以上の者は「区分1」)以下の者又は非該当の者	指定基準以上

◆ 平均障害程度区分の算出方法

$$\begin{array}{l}
 \boxed{\text{区分2}} * \times \boxed{2} \\
 \boxed{\text{区分3}} * \times \boxed{3} \\
 \boxed{\text{区分4}} * \times \boxed{4} \\
 \boxed{\text{区分5}} * \times \boxed{5} \\
 \boxed{\text{区分6}} * \times \boxed{6} \\
 \hline
 \text{の合計} \div \text{総延べ利用者数} = \boxed{\text{平均障害程度区分}}
 \end{array}$$

\* 前年度の延べ利用者数

○ 事業所状況 : 定員40人、月20日間開所

○ 利用者の状況 : 区分3 10人 区分4 20人 区分5 5人 区分6 5人

※ 次表は、上記を基に算定した仮の数字

区分	前年度の利用延べ利用者数	障害程度区分	総延べ障害程度区分
区分3	2,400人日	3	7,200
区分4	4,800人日	4	19,200
区分5	1,200人日	5	6,000
区分6	1,200人日	6	7,200
小計	9,600人日	合計	39,600

$$39,600 \div 9,600 = \boxed{4.1} \quad (\text{二平均障害程度区分: 小数点第2位四捨五入})$$

◆ 区分5、6の者の割合

- 平均障害程度区分「5.0」以上の場合と「5.0」未満で、算出方法が異なる。

$$\boxed{5.0 \text{以上}} \Rightarrow \text{区分6に該当する前年度の総延べ利用者数} \div \text{総延べ利用者数}$$

平均障害程度区分

5.0未満

$$\Rightarrow \frac{\text{区分5に該当する前年度の総延べ利用者数} + \text{区分6に該当する前年度の総延べ利用者数}}{\text{前年度の総延べ利用者数}}$$

$$\left[ \begin{array}{l}
 \text{計算例 平均障害程度区分が、「4.1」であるため、} \\
 \text{区分5(1,200人日) + 区分6(1,200人日)} \div 9,600 \text{人日} = \boxed{25.0\%} \quad (\text{区分5、6の者の割合: 小数点第1位四捨五入})
 \end{array} \right]$$

● 事業所指定を受けた後の取り扱い

- ・ 生活介護事業所として指定を受けた3月後に、その3月間の実績を踏まえ、平均障害程度区分等及び算定するサービス費の見直しを行う。
- ・ その後、毎年4月に、前年度の実績をもとに、平均障害程度区分等及び算定するサービス費の見直しを行う。

● 平均障害程度等の見直しの結果、算定する生活介護サービス費の変動について(指定後3月後の見直し)

指定後3月の実績による見直しの結果

① 平均障害程度区分が指定申請時より上昇した

(1) 上がった平均障害程度区分が該当するサービス費の直接支援職員構成比の基準を満たしている
(2) 上がった平均障害程度区分が該当するサービス費の直接支援職員構成比の基準を満たしていない

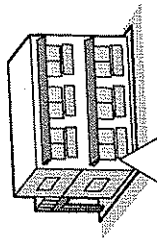
② 平均障害程度区分が指定申請時より変化がなかった

(1) 指定申請時に届け出た平均障害程度区分が該当するサービス費の直接支援職員構成比の基準を満たしている
(2) 指定申請時に届け出た平均障害程度区分が該当するサービス費の直接支援職員構成比の基準を満たしていない

③ 平均障害程度区分が指定申請時より低下した

(1) 下がった平均障害程度区分が該当するサービス費の直接支援職員構成比の基準を満たしている
(2) 下がった平均障害程度区分が該当するサービス費の直接支援職員構成比の基準を満たしていない

指定後3か月の実績により、平成20年7月に見直しを実施



平成20年4月1日に事業所指定を受けて生活介護事業所の例

算定するサービス費

① (1)に該当する場合

7月サービス提供分から、該当する上がったサービス費(上位区分のサービス費)を算定することができます。

(2)に該当する場合

7月サービス提供分は、今までと同じサービス費を算定します。  
8月以降は、上がった平均障害程度区分が該当するサービス費の直接支援職員構成比の基準を満たした月から当該上がったサービス費(上位区分のサービス費)を算定することができます。

② (1)に該当する場合

7月サービス提供分以降も、今までと同じサービス費を算定します。

(2)に該当する場合

7月サービス提供分は、今までと同じサービス費を算定します。

① 翌月末(8月末)までに、今までのサービス費の直接支援職員構成比の基準を満たした場合は、翌月(8月)サービス提供分から、今までのサービス費を引き続き算定することができます。

② 翌月末(8月末)までに、今までのサービス費の直接支援職員構成比の基準を満たさなかった場合は、翌月(8月)サービス提供分から、今までのサービス費の直接支援職員構成比の基準を満たせるサービス費(下位区分のサービス費)を算定することになります。

③ (1)に該当する場合

7月サービス提供分から、該当する下がったサービス費(下位区分のサービス費)を算定することができます。

(2)に該当する場合

7月サービス提供分は、該当する下がったサービス費(下位区分のサービス費)を算定します。

① 翌月末(8月末)までに、平均障害程度区分が該当するサービス費の直接支援職員構成比の基準を満たした場合は、翌月(8月)サービス提供分から、平均障害程度区分が該当するサービス費を引き続き算定することができます。

② 翌月末(8月末)までに、平均障害程度区分が該当するサービス費の直接支援職員構成比の基準を満たさなかった場合は、翌月(8月)サービス提供分から、平均障害程度区分が該当するサービス費の直接支援職員構成比を満たす月までの間、直接支援職員構成比を満たすの基準を満たせるサービス費(より下位区分のサービス費)を算定することになります。

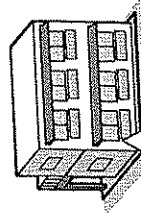
● 平均障害程度等の見直しの結果、算定する生活介護サービス費の変動について(毎年4月の見直し)

昨年度のサービス提供実績による見直しの結果

① 平均障害程度区分が昨年度より上昇した

(1) 上がった平均障害程度区分が該当するサービス費の直接支援職員構成比の基準を満たしている
(2) 上がった平均障害程度区分が該当するサービス費の直接支援職員構成比の基準を満たしていない

前年度(平成20年度)の実績により、平成21年4月に見直しを実施



平成20年4月1日に事業所指定を受けて生活介護事業所の例

② 平均障害程度区分が昨年度より変化がなかった

(1) 昨年度まで該当していたサービス費の直接支援職員構成比の基準を満たしている
(2) 昨年度まで該当していたサービス費の直接支援職員構成比の基準を満たしていない

③ 平均障害程度区分が昨年度より低下した

(1) 昨年度まで該当していたサービス費の直接支援職員構成比の基準を満たしている
(2) 昨年度まで該当していたサービス費の直接支援職員構成比の基準を満たしていない

算定するサービス費

① (1)に該当する場合

4月サービス提供分から当該上がったサービス費(上位のサービス費)を算定することができます。
---

(2)に該当する場合

4月サービス提供分は、今までと同じサービス費を算定します。
5月以降は、上がった平均障害程度区分が該当するサービス費の直接支援職員構成比の基準を満たした月から当該上がったサービス費(上位区分のサービス費)を算定することができます。

② (1)に該当する場合

4月サービス提供分以降も、今までと同じサービス費を算定します。
---------------------------------

(2)に該当する場合

4月サービス提供分は、今までと同じサービス費を算定します。
① 翌月末(5月末)までに、今までのサービス費の直接支援職員構成比の基準を満たした場合は、翌月(5月)サービス提供分から、今までのサービス費を引き続き算定することができます。
② 翌月末(5月末)までに、今までのサービス費の直接支援職員構成比の基準を満たせなかった場合は、翌月(5月)サービス提供分から、今までのサービス費の直接支援職員構成比の基準を満たすまでの間、直接支援職員構成比の基準を満たせるサービス費(下位区分のサービス費)を算定することになります。

③ (1)に該当する場合

4月から6か月間は、今までと同じサービス費を算定できます。6か月後(9月)に再度見直しを実施し、その結果により今までと同じサービス費を10月サービス提供分から算定することが可能となる場合があります。
---

(2)に該当する場合

4月サービス提供分は、今までと同じサービス費を算定します。
① 翌月末(5月末)までに、今までのサービス費の直接支援職員構成比の基準を満たした場合は、翌月(5月)サービス提供分から、今までのサービス費を引き続き算定することができます。9月に再度見直しを実施し、その結果により今までと同じサービス費を10月提供分から算定することが可能となる場合があります。
② 翌月末(5月末)までに、今までのサービス費の直接支援職員構成比の基準を満たせなかった場合は、翌月(5月)サービス提供分から、今までのサービス費の直接支援職員構成比の基準を満たせるサービス費(下位区分のサービス費)を算定することになります。